〃	オウミ　シマ3号	〃	第32662号	平成29年12月18日
Rosa L.	DICOMMATAC	京成バラ園芸株式会社 東京都墨田区八広一丁目15番3号	第32654号	平成29年12月13日

○国土交通省告示第四百六十六号

登録船舶管理事業者規程を次のように定める。

平成三十年三月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

登録船舶管理事業者規程

（目的）

第一条　この規程は、登録船舶管理事業者に関し必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、もって内航海運業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「船舶管理」とは、次のいずれかに該当する管理をいう。

一　船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理（以下「船舶保守管理」という。）

二　船員の配乗及び雇用に係る管理（以下「船員配乗・雇用管理」という。）

三　船舶の運航の実施に係る管理（以下「船舶運航実施管理」という。）

2　この規程において「船舶管理業」とは、船舶管理を業として行うものをいう。

3　この規程において「登録船舶管理事業者」とは、次条第一項の登録を受けて船舶管理業を営む者をいう。

4　この規程において「第一種登録船舶管理事業者」とは、第一項各号に掲げる全ての管理を行う登録船舶管理事業者をいう。

5　この規程において「第二種登録船舶管理事業者」とは、船舶保守管理（船員に対する指揮命令を行うものを除く。）のみを行う登録船舶管理事業者をいう。

6　この規程において「船舶管理責任者」とは、登録船舶管理事業者が行う船舶管理業について、全部又は一部の権限及び責務を有する者をいう。

7　この規程において「船舶管理統括責任者」とは、複数の船舶管理責任者を統括するものをいう。

8　この規程において「事業所」とは、登録船舶管理事業者が陸上において船舶管理を営むために設置及び運営する施設をいう。

（登録）

第三条　船舶管理業を営もうとする者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える登録船舶管理事業者登録簿に登録を受けることができる。

2　前項の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して三年とする。

3　前項に規定する登録の有効期間（当該登録の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた登録の有効期間）の満了後引き続き当該登録に係る船舶管理業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4　第三項の規定によりその更新を受けた場合における登録の有効期間は、当該更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5　次条及び第六条の規定は、第三項に規定する登録の有効期間の更新について準用する。

（登録の申請）

第四条　前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び位置

三　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項の登録を受けている場合は、同法第五条第一項第二号の登録番号

四　他に事業を行っているときは、その事業の種類

五　管理する船舶の名称、船種、総トン数、長さ、船舶所有者（船舶が共有されている場合にあっては、船舶管理人）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　前号の船舶に係る船舶管理の範囲

七　次に掲げる事項を記載した船舶の管理に係る規程（以下「船舶管理規程」という。）

イ　当該船舶管理の実施の方針に関する事項

ロ　当該船舶管理の実施並びに管理の体制及び方法に関する事項

ハ　船舶管理責任者及び船舶管理統括責任者の選任及び解任に関する事項

八　船舶管理責任者及び船舶管理統括責任者の氏名及び役職

九　船体、機関及び設備に関する船舶保守管理に係る計画

十　第一種登録船舶管理事業者の場合は、船員が船内で行う作業に係る危険の防止及び船内衛生の保持を図るための安全衛生基準

十一　第一種登録船舶管理事業者の場合は、運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項について定めた運航実施基準

十二　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十二条の二第三項の適合書類又は安全管理証書の有無

十三　船舶安全管理認定書等交付規則（平成十二年運輸省告示第二百七十四号）第三条第三項に規定する船舶安全管理認定書又は適合認定書の有無

2　前項の申請書には、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付するものとする。

一　第六条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　個人である場合においては、その者に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し

三　法人である場合においては、その役員に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し及び登記事項証明書

四　事業所を使用する権原に関する書面

五　直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面

六　前項第十二号の適合書類又は安全管理証書がある場合には、その写し

七　前項第十三号の船舶安全管理認定書又は適合認定書がある場合には、その写し

（登録の実施）

第五条　国土交通大臣は、前条の登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を登録船舶管理事業者登録簿に記載して、その登録をするものとする。

一　前条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第六条　国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一　内航海運業法その他関連法令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者